山口アップルユーザグループ (ClubM3)

会則

(名称)

第1条 この会の名称は「山口アップルユーザグループClubM3(クラブエムスリー)」とする。

(事務所)

第2条 この会の事務所は山口市に置く。

(目的)

第3条 この会は、アップル製品等のデジタル機器やソフトウエアを利用するユーザが相互に助け合い、また、最新のテクノロジーを楽しみながら情報社会の発展に寄与することを目的とする。

(活動内容)

- 第4条 この会は、第3条の目的を達成するために次のような活動を行う。
- (1) オンライン活動(SNSを利用し情報交換を行う)
- (2) オフラインミーティング(会員相互の親睦を深めるため月1回実施する)
- (3) 情報社会の発展に向けた市民向けイベントを開催する(不定期)

(役員)

第5条 この会の運営のために役員を置く。

会長(1名)

(会員)

第6条 この会の趣旨に賛同することを参加条件とする。

(会費)

第7条 会費は徴収しない。ただし、活動に際し発生する費用は各自負担とする。

(事業年度)

第8条 この会の事業年度は毎年6月1日から翌年の5月31日までとする。

(その他)

第9条 この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

(附則)

1. この会則は平成30年6月1日から施行する。